

平成27年度定時社員総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月19日 午後2時～午後3時30分
2. 開催場所 岐阜市司町 岐阜会館
3. 議決権を有する社員総数（正会員数）
1,291名
4. 議決権を有する出席社員数
838名（本人出席84名、委任状754名）
被委任者の内訳
会長730名、中川保6名、狭場芳男4名、
石田学2名、横井守2名、大石佳知1名、
小島智之1名、久富賢司1名、高橋秀一1名、
竹腰鋭司1名、寺倉修1名、松野由文1名、
安田政之1名、吉川厚志1名、脇本敏雄1名
5. 出席役員
理事 藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、高橋秀一、松野由文、
寺倉修、入山要、村瀬泰基、中川保、坂忠男、小川泰弘、
鈴木数広、河村彰雄、篠田和雄、加藤幸治、狭場芳男
監事 岩崎幸司、水谷武

6. 社員総会の成立

高橋事務局長から上記のとおり、定足数に足りる社員の出席があったので、本社員総会は適法に成立している旨の報告があった。

7. 議長の選任

司会者、津川文江が議長の選任を議場に諮ったところ、議場は執行部の指名に一任したので、高橋事務局長は正会員（社員）で岐阜支部所属の「松野由文」を議長に指名し、会場にその賛否を諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

8. 議事録署名人の選任

議長は、定款第29条において総会の議事録署名人は会議に出席した理事のうちから2名を選出することになっており、また、総会運営規則第24条において理事会が指名した2名の理事が議事録に記名押印することになっている旨の説明の後、平成27年5月14日開催の理事会において指名された、正会員（社員）で岐阜支部所属の

理事「寺倉修」及び、西濃支部所属の理事「中川保」の2名を議事録署名人に指名し、その賛否を会場に諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

9. 議事の経過の要領及び結果

正会員（社員）松野由文が議長となり開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算承認の件

高橋事務局長より、別紙「平成26年度事業報告及び収支決算」の説明があり、続いて「岩崎幸司」監事より監査報告があった後、次の発言があった。

<発言の概要>

・附属明細書の「1.重要な固定資産の明細」について、「基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載している。」とあるが、昨年度の資料では「特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載している。」とあり、今年度の資料には「基本財産」が新たに記載されているのはどうしてか。

／昨年度も今年度も基本財産は0円であり変わりはないが、記載事項が違っている。今後統一する旨の説明があった。

・「雑収入」が今年度は1,436,285円であり、予算より976,285円増えている。「雑収入」の内訳について教えてほしい。

／「雑収入」の内訳について説明があった。

・投資活動収支について、予算より大幅に増加している。内容について教えてほしい。

／特定資産の財政調整資金積立資産及び地域貢献基金預金についての説明があった。

発言の後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認し、原案のとおり承認可決された。

第2号議案 任期満了による役員を選任の件

高橋事務局長より、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した日に就任した理事25名のうち23名及び、監事2名の任期が本日の定時総会の終結をもって満了するので、定款第16条の規定により、理事20名以上25名以内及び、監事2名以内となる選任が必要であり、役員候補者推薦規程第2条の規定により、役員選考委員会において役員候補者を選考した旨を説明した。なお、平成25年4月1日に就任した理事25名のうち2名は、平成26年5月30日に開催した定時総会の終結をもって辞任しており、同日に西濃支部所属の坂忠男氏と各務原支部所属の小川泰弘氏が理事に就任している。この2名は任期途中である旨を説明した。

高橋事務局長より、理事（外部理事を含む）及び監事候補者を別紙「公益社団法人岐阜県建築士会役員候補者の名簿」記載のとおり推薦する旨を説明した。

議長は、役員候補者ごとに個別に承認の可否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認し、この選任が確定した。

第3号議案 入会金及び会費の改定承認の件

高橋事務局長より、別紙「入会金及び会費の改定案」の説明があり、本議案が可決された場合は、平成28年度分の会費から改定したい旨の説明があった後、次の発言があった。

<発言の概要>

・会員増強を進めている時に会費を上げると退会者が増え会員が減少する。会費収入の増加にはならないのではないか。

／会費値上げに伴い退会者があることは財政検討委員会でも予測しており、退会者が300名以内であれば現在と同じ収支でおさまるとしている旨の説明があった。また賛助会員の勧誘にも努めたい旨の説明があった。

・議案書には、改定金額の記載があるだけで、説明文も何もなく理解できない。支部でも会費値上げには反対が多いが、本議案が可決された場合は理解していただくよう説明があるのか。

／1年をかけて運営会議、理事会、各支部で説明してきた旨の説明があった。

・新入会員や年金受給者は会費を減額することはできないか。

／高齢の方でも高収入の方はあり、年齢で会費を変えるのは難しい旨の説明があった。

・他県の会費を教えてほしい。

／東海北陸ブロック各県の会費金額と入会金金額についての説明があった。

発言の後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認し、原案のとおり承認可決された。

以上をもって、議事が終了し、続いて議長は報告案件についての報告を求めた。

報告1 平成27年度事業計画及び収支予算について

高橋事務局長より、平成27年2月24日開催の理事会において承認された別紙「平成27年度事業計画及び収支予算」の報告があった。

以上をもって、本日の議事及び報告案件が終了したので、議長は閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、定款29条第2項により、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

なお、本議事録の作成者は理事 高橋秀一である。

平成27年6月19日

公益社団法人 岐阜県建築士会 定時社員総会

議 長

議事録署名人

議事録署名人